

# 安芸高田市教育委員会情報セキュリティポリシー

2026年（令和8年）3月31日制定（第1.0版）

安芸高田市教育委員会

## 改定履歴

以下に、「安芸高田市教育委員会情報セキュリティポリシー」の改定履歴を記載する。

改定年月日	版	改定内容
2026年(令和8年)3月31日	第1.0版	初版制定

## 目次

はじめに .....	1
第1章 基本方針 .....	1
第1 目的 .....	1
第2 基本理念 .....	1
第3 適用範囲 .....	1
第4 準拠 .....	1
第5 管理体制 .....	1
第2章 対策基準 .....	2
第1 情報資産管理 .....	2
第2 アクセス管理 .....	2
第3 人的セキュリティ .....	3
第4 技術的対策 .....	3
第5 運用管理 .....	3
第6 インシデント対応 .....	3
第7 外部委託 .....	4
第8 教育・監査 .....	4

## はじめに

本ポリシーは、安芸高田市情報セキュリティポリシーに準拠し、教育委員会及び市立学校（以下「教育機関」という。）において取り扱う情報資産の適切な管理及び安全な利活用を図るために定めるものである。

特に、児童生徒の個人情報及び教育活動に関する情報の重要性に鑑み、適切な保護措置を講じるものとする。

## 第1章 基本方針

### 第1 目的

本ポリシーは、教育機関における情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保し、安全かつ適正な情報の利用を推進することを目的とする。

### 第2 基本理念

教育機関においては、教育活動の円滑な実施と情報セキュリティ対策を両立し、安全・安心な学習環境の確保を図るものとする。

### 第3 適用範囲

本ポリシーは、教育委員会職員、教職員、会計年度任用職員、委託事業者及び児童生徒（以下「利用者」という。）に適用する。

### 第4 準拠

本ポリシーは、安芸高田市情報セキュリティポリシーを上位規程とし、これに準拠する。

### 第5 管理体制

教育機関における情報セキュリティ管理体制は次のとおりとする。

- 1 教育長：最高情報セキュリティ責任者
- 2 教育次長：情報セキュリティ管理者
- 3 システム管理者：学校長

## 第2章 対策基準

### 第1 情報資産管理

#### 1 情報資産の範囲

対象とする情報資産は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校系ネットワーク
- (2) 学習系・校務系システム
- (3) 端末（教職員用 PC、タブレット、児童生徒用端末等）
- (4) 電子データ及び紙媒体の情報

#### 2 情報資産の分類

情報資産は以下の区分に分類する。

区分	内容	取扱い
機密情報	成績・指導記録・個人情報	持出し原則禁止／暗号化必須
内部情報	校務資料・内部連絡	外部送信制限
公開情報	学校だより	制限なし

#### 3 取扱い

- (1) 機密情報は厳格に管理し、持出しを原則禁止とする。
- (2) 情報資産は分類に応じた保存、送信及び廃棄を行う。
- (3) 電子データはアクセス制御を設定し、紙媒体は適切に保管する。

### 第2 アクセス管理

#### 1 認証

- (1) 利用者ごとに識別可能な ID を付与する。
- (2) 共有アカウントは学校長管理のもと、適切に使用する。

#### 2 権限管理

- (1) アクセス権限は必要最小限とする。
- (2) 異動又は退職時は速やかに権限を変更又は削除する。

#### 3 認証強化

クラウドサービス及び重要システムにおいては、多要素認証等の強固な認証を導入する。

### 第3 人的セキュリティ

#### 1 教職員

教職員は、情報資産の適切な管理及び不正利用の防止に努めるとともに、インシデント発生時は速やかに報告する。

#### 2 児童生徒

- (1) 児童生徒の情報機器の利用は教育目的に限定する。
- (2) 学校は情報モラル教育を実施する。

### 第4 技術的対策

#### 1 ネットワーク

校務系ネットワークと学習系ネットワークは分離する。

#### 2 端末管理

- (1) 端末にはウイルス対策及び更新管理を行う。
- (2) 端末の校外持出しは適切な管理のもとで行う。
- (3) 紛失時は速やかに報告する。

#### 3 クラウド利用

- (1) 利用するクラウドサービスは教育委員会が承認したものに限る。
- (2) アクセス権限及び共有設定は適切に管理する。

### 第5 運用管理

#### 1 ログ管理

アクセスログ及び操作ログを取得し、一定期間保存する。

#### 2 バックアップ

重要な情報資産については、定期的にバックアップを取得する。

### 第6 インシデント対応

#### 対応

- 1 情報セキュリティ事故が発生した場合は速やかに報告する。
- 2 教育委員会は被害拡大防止及び再発防止措置を講じる。

## 第7 外部委託

### 委託管理

- 1 委託事業者に対し必要なセキュリティ対策を求める。
- 2 再委託を行う場合も同様とする。

## 第8 教育・監査

### 1 教育

教職員及び児童生徒に対し、情報セキュリティに関する教育を実施する。

### 2 監査及び見直し

本ポリシーは、定期的に監査及び見直しを行う。